

2月16日(火)～3月15日(火)

町・県民税の申告相談

町・県民税の申告相談が始まります。忘れずに期間内に申告を済ませてください。
また、本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。
問い合わせ/税務課(☎581・2121 内線154～156)へ。

町・県民税申告相談日程表

申告会場：役場6階会議室
受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

相談日(曜日)	地区	対象区
2月16日(火)	折原	上郷・折原下郷・上平下小路・立原
17日(水)		秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪
18日(木)	用土	用土6・7・8・9・10
19日(金)		用土1・2・3・4・5・11・12
21日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合がつかない方等)
22日(月)	男衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里
23日(火)		上郷南・上郷北
24日(水)		男衾下郷・塚越
25日(木)		赤浜
26日(金)		牟礼・今市・中郷
28日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合がつかない方等)
29日(月)	市街地・西部	茅町・花町・六供
3月1日(火)	市街地・西部	本町・中町・栄町・武町・金尾・風布
2日(水)	西部	本宿・末野2・3・4
3日(木)		常木・菅原
4日(金)	全地区	町内全地区
7日(月)	鉢形	立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
8日(火)		木持・上の町・内宿・関山
9日(水)		上の原・露梨子
10日(木)	桜沢	本村・岩崎・中小前田
11日(金)		山崎・南飯塚・上組
14日(月)	全地区	町内全地区
15日(火)		町内全地区

※受付時間外は相談を受けることはできませんのでご注意ください。
※お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日にお越しください。
※所得税および復興特別所得税の確定申告をする方は、町・県民税の申告をする必要はありません。

町の申告会場では受け付けられない申告

所得税および復興特別所得税の確定申告をされる方のうち、次に該当する方は、対象年中のすべての所得(給与、年金等がある方はそれらも含む)を税務署で申告してください。

- 譲渡所得(土地・建物・株式などの譲渡)、先物取引があった方の申告
- 損失・損益通算等の申告
- 青色申告
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)で平成27年入居の方および入居2年目以降で連帯債務のある方の申告
- 外国在住の方を扶養親族とする申告
- 死亡した方の申告(準確定申告)
- 申告書の本人控に受付印が必要な方
- 過年分(平成26年以前)の申告

税務課からのお知らせ

申告期間中は、担当職員全員が申告会場へ出向いていますので、税務課では相談を受け付けられません。相談は6階の申告会場でお願いたします。

所得金額を証明できるもの(源泉徴収票、支払調書、収支内訳書等)については、平成27年中のものをすべてお持ちください。給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。源泉徴収票がない場合は、支払者から再発行を受けてください。

医療費控除を受ける方

医療機関のごと、かかった人ごとの領収書の合計額を明細書にまとめてからお越しください(生命保険や社会保険等によって補填された額がある場合は、その合計額も明細書にまとめてください)。明細書が作成されていないと申告できません。

なお、インフルエンザ等の予防接種、治療につながる検査、美容目的の医療や文書代等は医療費控除の対象となりませんので算入しないようご注意ください。明細書は本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」の4頁にあります。また、同様の書式であればパソコンや手書き等で自作したものも使用できますので、印刷してお持ちください。

申告相談に必要なもの

- 印鑑(朱肉を付けて押すタイプのもの)
- 所得金額を証明できるもの(源泉徴収票や収支内訳書等)
- 各種保険料(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)控除を受ける方は、その控除証明書
※日本年金機構から送付された国民年金の控除証明書がある方は、必ず持参してください。
※町の国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入されている方は、相談受付時に申し出てください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける方は、配偶者の所得金額を証明できるもの
- 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と金額をまとめた明細書
- 寄附金控除を受ける方は、領収書等の証明できるもの
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- 税務署から申告書、申告のお知らせのはがきが送られてきた方は、その申告書、はがき
- 還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座が分かるもの
- その他、申告に必要なと思われるもの

事業所得(営業・農業)や不動産所得のある方

事前に収支の金額をまとめ、収支内訳書を作成したうえでご相談ください。収支内訳書が作成されていないと申告できません。

平成27年中に所得がなかった方

次に該当する方等は、申告が必要な場合があります。

- 所得証明書や課税証明書が必要な方
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入している方
- 児童手当を受給している方およびその配偶者
- 児童扶養手当を受給している世帯の方
- 保育所入所世帯の方
- 町営住宅に入居している方
- 国民年金の免除を受ける方
- 自立支援医療の対象となる方
- 私立幼稚園就園奨励費・就学援助費を受ける方
- その他医療・福祉等の行政サービスの適用を受ける方

熊谷税務署からのお知らせ

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出
国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の申告書等を作成できます。作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、混雑している確定申告会場に行かなくても、郵送等で提出することができます。
※詳しくは、国税庁ホームページへ。
国税庁 検索

確定申告受付

平成27年分の「所得税および復興特別所得税」の確定申告の相談・申告書の受付は、2月16日(火)～3月15日(火)です。

熊谷税務署では、平日(月～金曜日)以外でも2月21日と28日の日曜日に、申告用紙の配付、申告相談、申告書の受付および納付相談を行います(現金納付・納税証明業務は行いません)。

申告と納税の期限等

種別	申告期限(※1)	口座振替日(※2)
所得税および復興特別所得税	3月15日(火)	4月20日(水)
消費税(個人事業者)	3月31日(木)	4月25日(月)

(※1) 税務署からの納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付書に現金を添えて、納期前までにお近くの金融機関で納付してください。
(※2) 振替納税は、申告期限までに申告書を出された方に限り利用できます。新規にお申し込みの方、金融機関や口座を変更される方、転居等により所轄税務署が変わられた方は、3月15日(火)までに「口座振替依頼書」の提出が必要です。

納税証明書を請求される方へ

2月、3月は確定申告期間のため、平成27年度の納税証明書が請求当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、請求時に、税務署収受日付印のある申告書控(電子申告を利用して確定申告された場合は、「送信票」)および納税した時の領収証書(原本)をお持ちください。
請求に必要なもの

- ① 収入印紙、または現金(1税目1年度1枚につき紙面による請求は400円、e-Taxを使ったオンライン請求は370円) ※詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。
- ② 本人の印鑑(法人の場合は代表者の印鑑、代理人が来署する場合は代理人の印鑑)
- ③ 本人確認書類等
- ④ 法人の場合：代表者本人、または代理人本人であることを確認できる書類(運転免許証など)。顔写真がない書類の場合は、種類の異なる2つの書類の提示が必要。
- ⑤ 個人の場合：本人確認書類およびマイナンバーの番号確認書類(個人番号カードまたは通知カードと運転免許証など)。(注) 代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類および請求人本人の番号確認書類(個人番号カードまたは通知カードなど)の写しの提出が必要。

※代理人が来署する場合は、本人(法人の場合は代表者)からの委任状が必要となります。
請求窓口・問い合わせ/熊谷税務署管理運営部門(☎521・4032)ダイヤルイン)へ。